

保育所等の利用について



● 各種保育施設

保育所

保護者の就労、病気療養、家族の介護や出産などなんらかの理由で児童の保育ができないとき保護者に代わって保育をする施設です。

そのため「集団保育をさせたい」「友達をつくりたい」などの理由では入所できません。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、保育施設と幼稚園の機能を併せ持つところです。

保育部門で利用している保護者が、利用がなくなっても、教育部門（幼稚園）での利用に切り替えることで、施設が変わることなく利用できることも大きな特徴です。

※定員などの理由により切り替えできない場合もあります。

保育部門で利用希望する人は子育て支援課での申し込みが必要です。教育部門（幼稚園）で利用を希望する人は、各認定こども園へ直接お申込みください。

地域型保育事業所

菊陽町には、地域型保育（事業所内保育所・小規模保育所・家庭的保育室）があります。対象児童は2歳まで（年度途中で3歳になった児童は年度末まで可）です。

地域型保育事業所は小規模で行うため、保育者が児童1人ひとりと接する機会が多く、より家庭に近い環境で子どもの成長を見守ります。

● 教育・保育給付について

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園（新制度移行の幼稚園に限る）を利用される人は、申込みにあわせて「利用のための認定」を受ける必要があります。

1号認定 教育標準時間認定

児童が満3歳以上で、幼稚園などの教育を希望する場合

利用可能施設：幼稚園（新制度移行の幼稚園） 認定こども園（教育部門）

2号認定 満3歳以上・保育認定

児童が満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育施設を希望する場合

利用可能施設：保育所 認定こども園（保育部門）

3号認定 満3歳未満・保育認定

児童が3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育施設を希望する場合

利用可能施設：保育所 認定こども園（保育部門） 地域型保育事業所

● 教育・保育の必要量（施設の利用可能な時間）について

1号認定 教育標準時間 おおむね4時間（施設によって異なります）

2号認定・3号認定

	施設の利用可能時間
保育標準時間	最長11時間
保育短時間	最長8時間

通常保育を超える場合は、延長保育をご利用いただき、別途延長料金を負担いただく必要があります。（ただし、利用している施設が延長保育事業を実施している場合）

保育を必要とする事由

2号認定・3号認定の認定を受け、保育を希望する場合は、保護者のいずれもが、次の事由に該当することを証明する必要があります。

- ① 就労（※1）
- ② 就学（職業訓練校など）（※1）
- ③ 妊娠・出産予定（※2）
- ④ 病気やケガ、心身の障がい（※3）
- ⑤ 親族の看護、介護
- ⑥ 災害復旧
- ⑦ 求職活動（※4）
- ⑧ 虐待やDVのおそれ
- ⑨ 育休中に既に保育施設を利用している児童の継続利用（※5）
- ⑩ 町長が①～⑨に類する状態と認める場合

※1 「就労」「就学」は、1か月あたり、52時間以上の就労もしくは同程度の就学の状態をいいます。

※2 利用可能な期間は、産前2か月産後3か月となります。

※3 病気、ケガ、障がいの場合は、障害者手帳等の写し、又は家庭保育が困難なことが分かる診断書等が必要です。

※4 求職活動で入所した場合は、入所日から3か月以内に就労を開始する必要があります。

※5 育児休業対象児童が満1歳に達する日の月末までに復職することが条件になります。

利用者負担（保育料）

入所児童の父母の町民税の課税状況で算定します。なお、父母の所得割額が非課税の場合は、同居の祖父母等のうち最も高い課税額で算定する場合があります。

- 4月～8月の保育料…前年度の町民税所得割額
- 9月～3月の保育料…当該年度の町民税所得割額

申込みについて

- 保育所
- 認定こども園（保育部門）
- 地域型保育事業所

新年度4月～6月入所の申込みは、入所前年の11月頃から募集します。（募集開始前に広報紙やHPでお知らせします）年度途中の入所の申込みを希望する場合は、入所希望月によって受付期間が異なりますので、子育て支援課へお問合せください。

申込み：子育て支援課 ☎232-2202

- 認定こども園（教育部門）
- 認可外保育施設
- 幼稚園（旧制度含む）

入所を希望する場合は、各施設へ直接お問合せください。

申込み：各施設

問い合わせ先 子育て支援課 ☎232-2202

「幼児教育・保育の無償化」の範囲

幼児教育・保育の無償化は、主に3歳児クラス（3歳で迎える4月1日の年度）から小学校就学前までと、2歳児クラス（3歳になって最初の3月31日までの年度）までの住民税非課税世帯が対象となります。^{※1}

また、無償化の対象となるサービスは、保育の必要性の有無などによっても異なります。

無償化の対象となるためには、すべての人がサービスを利用する前に認定を受ける必要があります。

※1 幼稚園及び認定子ども園の教育利用については、満3歳（3歳になった日）から無償化の対象となります。

● 無償化の範囲

幼児教育・保育無償化の対象や条件は、以下のとおりです。

子どもの年齢		3～5歳児クラス ※3歳で迎える4月1日～小学校就学前		0～2歳児クラス ※出生から3歳になって最初の3月31日まで		
保育の必要性		あり	なし	あり		なし
住民税課税状況		—	—	非課税世帯	課税世帯	—
サービスの種類	保育園（認可施設）、 認定こども園（保育利用）	無償	利用不可	無償	無償化の 対象外	利用不可
	認定こども園（教育利用）	無償 ^{※2}		—	—	—
	認定こども園（教育利用）の 預かり保育料 ^{※4}	11,300円 / 月 まで無償	無償化の 対象外	16,300円 / 月 まで無償 ^{※3}	—	—
	幼稚園	25,700円 / 月まで無償 ^{※2}		—	—	—
	幼稚園の預かり保育料 ^{※4}	11,300円 / 月 まで無償	無償化の 対象外	16,300円 / 月 まで無償 ^{※3}	—	—
	認可外保育施設、 ベビーシッター、病児保育、 ファミリー・サポート・センター、 一時預かり	合計 37,000円 / 月 まで無償		合計 42,000円 / 月 まで無償	無償化の対象外	

● 3歳の誕生日以降、3歳児クラスより前に認定こども園（教育利用）または幼稚園に入園する「満3歳児クラス」については、上記3～5歳児クラスと同様ですが、預かり保育料の無償化の対象となるには保育の必要性に加え、住民税非課税世帯である必要があります。（この場合の上限額は16,300円 / 月）

※2 満3歳から5歳児クラスまでが無償化の対象です。

※3 満3歳になってから最初の3月31日までです。

※4 預かり保育料は、月内の預かり保育日数に450円を乗じた額と、預かり保育の利用料を比較し、少ない方が11,300円または16,300円まで無償となります。

● 施設等利用給付について

すでに保育園や認定こども園を利用している場合は、現1～3号認定（教育・保育給付認定）を受けていますが、これらの認定に変更はありませんので新たな手続きは不要です。

幼稚園を利用している人、認定こども園（教育利用）の利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外保育施設などを利用している人は、無償化給付を受けるために、新1～3号認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。

■現1～3号認定（教育・保育給付認定）


認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス	
現1号	満3歳以上	なし	認定こども園（教育利用）など
現2号	満3歳以上	あり	保育園、認定こども園（保育利用）など
現3号	0～2歳		

■新1～3号認定（施設等利用給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス	
新1号	満3～5歳児クラス	なし	幼稚園（新制度未移行）
新2号	3～5歳児クラス	あり	●幼稚園・認定こども園（教育利用） ＋ 預かり保育
新3号	0～2歳児クラスかつ住民税非課税世帯（満3歳児）	あり	●認可外保育施設など

● 給食費の支払い方

3～5歳児クラスの給食費は無償化の対象にはならないため、保育園などにお支払いいただくこととなります。

	3～5歳児クラス	0～2歳児クラス
主食費（ごはん・パン・めんなど）	給食費として保護者負担	保育料として保護者負担
副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）		

●給食費の額は施設から示され、施設に対して支払います。

●年収360万円未満※相当世帯の子どもと第3子以降（注）の子どもは、副食費（おかず、おやつなど）が免除されます。

※実際には町民税所得割額で算出します。

（注1）幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）は小学校3年生から、保育所・認定こども園（保育所部分）は就学前児童から数えて第3子以降子ども。

問い合わせ先 子育て支援課 ☎232-2202

菊陽町認可保育所等一覧

	保育所名	所在地	電話番号	定員	備考		
保育所	町立	なかよし園	菊陽町久保田1230番地1	232-2762	50人		
		みどり園	菊陽町原水2050番地1	232-0452	100人	一時預かり	
	認定こども園	私立	光の森 キャロット保育園	菊陽町光の森7丁目16番地2	233-0098	100人	一時預かり、 子育て支援センター
			こうのとり保育園	菊陽町原水5666番地22	285-4651	100人	
			優貴保育園	菊陽町原水1462番地	232-8977	90人	
			元気の森 ラビット保育園	菊陽町武蔵ヶ丘北3丁目 1番31号	288-5808	100人	一時預かり、 子育て支援センター
			三里木保育園	菊陽町津久礼2313番地1	285-1105	90人	一時預かり
			津久礼ヶ丘保育園	菊陽町津久礼2番地4	288-6591	120人	一時預かり
			げんき保育園	菊陽町沖野2丁目18番2号	282-8460	100人	
			もみじ園	菊陽町原水5208番地11	232-2009	90人	
			白菊保育園	菊陽町曲手499番地1	232-2770	90人	
			さくら園	菊陽町津久礼408番地	232-2763	70人	
			光の森 武蔵ヶ丘保育園	菊陽町武蔵ヶ丘3丁目 50番2号	337-4651	100人	
認定こども園 (※1)	私立	尚綱大学附属 こども園	菊陽町武蔵ヶ丘北2丁目 8番1号	338-6771	90人		
		認定こども園 美鈴幼稚園	菊陽町武蔵ヶ丘北3丁目 1番35号	338-6158	70人		
		白鈴こども園	菊陽町新山1丁目2番32号	232-2764	100人		
小規模 保育所		あゆむ保育園	菊陽町津久礼2386番地1	233-0785	19人		
		こども園 てんとうむし	菊陽町津久礼2416番地10	232-0909	19人		
		べる保育園	菊陽町武蔵ヶ丘2丁目9番21号	245-6549	19人		
事業所内 保育所 (※2)		くまりは キッズガーデン	菊陽町曲手760番地	233-2720	7人		
		菊陽ぽっぽ保育園	菊陽町原水5587番地	232-3174 (内657)	7人	一時預かり	
家庭的 保育室		家庭的保育室 シェ・ヌヌ	菊陽町津久礼2158番地24	237-7892	5人	一時預かり	
		家庭的保育室 あんよ保育室	菊陽町津久礼2395番地2	080-2770- 6964	5人		

(※1) 尚綱大学附属こども園、認定こども園 美鈴幼稚園、白鈴こども園の定員は、保育を必要とする子どもの受け入れ人数です。

(※2) くまりはキッズガーデン及び菊陽ぽっぽ保育園の定員は、従業員の子ども分を除いた受け入れ人数(予定)です。

町内・近隣認可外保育施設一覧

	施設名称	所在地	電話番号	定員	備考
菊陽町	チャイルドハウス ラビット 光の森園	菊陽町光の森6丁目9-3	285-5856	30人	月極・ 一時保育
	ピースインターナショナル スクール	菊陽町原水1328-15	234-7299	25人	
	グリーンコープ生活協同組合 連合会	菊陽町辛川503-1	237-6639	20人	一時保育
	チャイルドケアのぞみ	菊陽町	090-7448-5363	3人	居宅訪問型
合志市	チャイルドハウス ラビット 元気の森園	合志市幾久富1935-6	288-4318	30人	月極・ 一時保育
大津町	晃晃こども園	大津町大津231-27	293-6568	20人	月極・ 一時保育
	ひよこルーム	大津町陣内1154-4	090-7464-4415	5人	月極・ 一時保育
熊本市	さくら保育園	熊本市北区武蔵ヶ丘6-7-26	338-1772	150人	月極・ 一時保育
	長嶺あい保育園	熊本市東区長嶺南3-8-65	285-4719	80人	月極

企業主導型保育施設	あおぞら保育園	菊陽町大字原水2970	282-8777	60人	月極・ 病児保育・ 一時保育
	ちゃれんじ保育園	菊陽町武蔵ヶ丘2-9-12	245-6675	19人	月極・ 一時保育
	さんさん保育園	菊陽町津久礼2514-2	273-8370	60人	病児保育・ 月極
	IQ キッズ サンリー保育園	菊陽町津久礼2422-27	285-5560	30人	月極
	ゆめタウン光の森保育園	菊陽町光の森7丁目33-1	233-3630 080-4260-4784	19人	月極・ 一時保育
	アンビー合志保育園	合志市竹迫2290-2 アンビー熊本内	247-1115	90人	月極・ 一時保育
	もくもくほいくえん	合志市御代志1848-6	242-2828	89人	月極・ 一時保育
	豊岡ゆうすい保育園	合志市豊岡516-3	050-5850-1853	50人	月極・ 一時保育
	ぞうさんのはな保育園	合志市須屋81-5	288-5728	60人	月極・ 一時保育
	未来の森保育園	大津町引水204-4	294-7077	97人	月極・ 一時保育
	びちゅの森子ども園	大津町美咲野3-28-3	294-7013	30人	月極・ 一時保育

※開所時間、保育内容などの掲載内容が変更になっている場合がありますので、詳細については、各施設に直接お問い合わせください。